



鳥取県公報

平成17年9月9日(金)
第7719号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	開発行為に関する工事の完了 (676) (中部総合事務所県土整備局) 1
	除雪業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (677) (管理課) 1
	一般国道の区域の決定 (678) (道路企画課) 8
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) 8
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (農政課) 9

告 示

鳥取県告示第676号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成17年9月9日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成17年3月28日 鳥取県指令第200400023218号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東伯郡北条町江北
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市道笑町四丁目138
カナートプロダクツ株式会社 代表取締役 谷本 賢司

鳥取県告示第677号

平成17年度において県が締結する除雪業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成17年9月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 対象業務
県が管理する施設（県が管理する国道を含む。）の除雪業務（以下「委託業務」という。）とする。

2 入札参加資格要件

入札参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者に対し付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 受託者が除雪機械（次の表の左欄に掲げる種別ごとに、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械をいう。以下同じ。）を自ら保有し、又はリース契約（リース期間が入札参加資格の有効期間の末日以降に及ぶもので、中途に解約することが禁止されているものに限る。）により使用して委託業務を行う場合（以下「借上除雪」という。）にあつては、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
 - ア いずれかの除雪機械を操作することができる職員（常勤の正社員に限る。）を県内の営業所に常に備えていること。
 - イ 除雪機械を県内の営業所に常に備えていること。

種 別	処 理 能 力 等
除雪トラック	除雪が可能な排土板を装備しているもので、総重量が4トン以上のもの
ドーザー	クローラー型又はホイール型のもので、総重量が6トン以上のもの
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
ロータリー除雪車	ロータリ式ホイール型のもので、出力が130馬力以上のもの
スノーローダ	ホイール型のもので、6トン級以上のもの
小型除雪機（搭乗式）	搭乗式のもので、出力が40馬力以上のもの
小型除雪機（ハンドガイド式）	ハンドガイド式のもので、出力が5馬力以上のもの
トラクタショベル	ホイール型のもの
凍結防止剤散布車	自走式又は車載式のもので、積載量が0.5立方メートル以上のもの

- (3) 受託者が県の保有する除雪機械を使用して委託業務を行う場合（以下「貸与除雪」という。）にあつては、(2)のアの要件を満たす者であること。
- (4) 3の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 申請手続

(1) 提出書類

除雪委託業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類

ア 職員調書（様式第2号）

当該調書に記載してある職員が常勤の正社員であることの確認ができる書類及び除雪機械に係る運転免許証の写しを添付すること。

イ 除雪機械調書（様式第3号）

当該調書に記載してある除雪機械の売買契約書及び固定資産台帳の写し（除雪機械をリース契約により使用して委託業務を行う場合は、リース契約書の写し及び自動車検査証の写し）を添付すること。

ウ 法人にあつては入札参加資格の申請をする時の直前の営業年度に関する貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人にあつては入札参加資格の申請をする時の直前に作成した貸借対照表及び損益計算書

エ 次に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書（平成17年4月1日以降に交付されたものに限る。）の写し

- (ア) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。以下同じ。）に係る

もの

(イ) 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税に係るもの

オ 法人にあっては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（入札参加資格の申請前3月以内に発行されたものに限る。）の写し

カ 入札の参加等の権限を委任する場合は、その旨の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

(2) 提出に係る留意事項

ア 入札参加資格を得ようとする者は、(1)の書類の正本各1部を(5)の提出先に提出すること。

イ 提出した書類の内容に変更を生じた場合は、除雪委託業務入札参加資格審査添付書類変更届（様式第4号）及び変更箇所を修正した書類を(5)の提出先に速やかに提出すること。なお、職員調書（様式第2号）に記載した者を変更する場合は、当該者の雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の本人欄の写しを併せて提出すること。

(3) 提出期間及び時間

平成17年9月9日（金）から同年10月21日（金）までの日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定する行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(4) 提出方法

(5)の提出先に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又はこれに相当する信書便の役務によることとし、平成17年10月21日（金）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出先

鳥取県県土整備部管理課建設業係（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7347、7454）

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成18年3月31日（入札参加資格を付与された者が、2に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合）にあっては、知事が当該事実を確認した日の前日）まで

様式第1号

受付番号

鳥取県知事 様

平成17年度において鳥取県が締結する委託業務の契約に係る指名競争入札に参加したいので、次のとおり申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

申請者 (主たる 営業所)	(フリガナ) 所在地 (本社)	〒 - 電話番号 - - ファクシミリ - - 都・道・府・県
	(フリガナ) 商号又は名称	
	(フリガナ) 代表者名	役職名 氏名 <div style="text-align: right;">(印)</div>
	(フリガナ) 担当者名	氏名

(その他 営業所)	(フリガナ) 所在地 (支店又は営業 所)	〒 - 電話番号 - - ファクシミリ - - 都・道・府・県

入札参加希望業務区分

業務区分	希望欄
借上除雪	
貸与除雪	

1 「希望欄」の欄は、借上除雪のみを希望する者は「借上除雪」の「希望欄」のみに○印を、貸与除雪のみを希望する者は「貸与除雪」の「希望欄」のみに○印を、両方を希望する者は両方の欄に○印を、記載すること。

除雪可能市町村

除雪可能(希望)市町村	(市・町・村)	(市・町・村)	(市・町・村)
-------------	---------	---------	---------

様式第3号

除 雪 機 械 調 書

番号	機械名	台数	機械所在地名 (市町村名)	備 考
1	除雪トラック	台	(市・町・村) (市・町・村) (市・町・村)	
2	ドーザー	台	(市・町・村) (市・町・村) (市・町・村)	
3	モータグレーダ	台	(市・町・村) (市・町・村) (市・町・村)	
4	ロータリー除雪車	台	(市・町・村) (市・町・村) (市・町・村)	
5	スノーローダ	台	(市・町・村) (市・町・村) (市・町・村)	
6	小型除雪機 搭乗式	台	(市・町・村) (市・町・村) (市・町・村)	
7	小型除雪機ハンドガイド式	台	(市・町・村) (市・町・村) (市・町・村)	
8	トラクタショベル	台	(市・町・村) (市・町・村) (市・町・村)	
9	凍結防止剤散布車	台	(市・町・村) (市・町・村) (市・町・村)	

注意事項

- リース契約により使用する機械の場合は、「備考」の欄に「リース」と記載すること。
- 記載内容変更の場合には、「備考」の欄に「内容変更」、「削除」又は「追加」と記載すること。

(様式第4号)

平成 年 月 日

平成17年度
除雪委託業務入札参加資格審査添付書類変更届

鳥取県知事

様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

印

書 類 作 成
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

鳥取県告示第678号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年9月9日から2週間鳥取県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年9月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
178号	岩美郡岩美町大字陸上字神谷1989地先から同大字字五輪谷270 - 3地先まで	13.0 ~ 137.0	1,580.0

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成17年9月9日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別 \ 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成17年10月7日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成17年10月26日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階執行部 控室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年9月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工事名	県営北条砂丘下北条地区畑総（中央制御改修）工事			
	工事場所	東伯郡北条町下神			
	工事の内容並びに構造及び規模	中央管理所設備 情報処理設備 一式 監視操作設備 一式 情報伝送設備 一式 支局設備 情報伝送設備 一式 付帯設備 流量計一式 分水弁制御盤 一式			
	工期	着工日から平成18年3月10日まで			
	発注工種	電気通信工事			
	予定価格	99,204,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）			
	発注機関	鳥取県中部総合事務所農林局			
	入札参加者の条件	会社要件	単独・共同企業体の別	単独	
本店所在地			-		
建設業許可			電気通信工事業に係る特定建設業の許可		
入札参加資格（格付）			電気通信工事		
総合点数			-		
総合評定値(P)			-		
同種工事の実績			テレメータ・テレコントロール装置により農業用施設の遠方集中監視及び遠方手動操作を行うもので、農林水産省農村振興局整備部設計課監修の「水管理制御方式技術指針」（計画設計編）の表3. 1 - 2による中央管理所を対象にした管理レベルX - 2以上の工事（平成8年度以降に自ら製作・据付を完成し、引渡しの完了しているものに限る。以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者としてのものに限る。		
設計業務の受託者			株式会社日化技研	住 所	鳥取市東今在家110 - 4
		電 話	0857 - 27 - 5285		
	配置技術者の専任の要否	専任を要する。			

技術者要件	配置技術者の資格	監理技術者にあつては、電気通信工業に係る監理技術者資格を有する者であること。 主任技術者にあつては、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験（技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門とするものに限る。）とするものに限る。以下「技術士試験」という。）に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者（以下「技術士」という。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号口に規定する要件を満たす者（以下「指導監督的実務経験者」という。）であること。		
	施工管理実績	同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者（以下「技術者等」という。）として当該同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等としてのものに限る。		
	現場代理人としての実績の認否	-		
	特定技術者の資格	技術士		
その他				
応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課	住 所	倉吉市東巖城町 2
			電 話	0858 - 23 - 3243
	応募期間	平成17年9月9日（金）から同月21日（水）午後4時まで		
	応募書類	一般の事項等告示様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号並びに指導監督的実務経験証明書。ただし、様式第5号については増員基準価格未滿の応札となる可能性のある場合に、指導監督的実務経験証明書については指導監督的実務経験者を主任技術者とする場合に提出すること。		
	持参書類	-		
	提出部数	1部		
	郵送等の可否	不可（電子入札システムにより必要事項を入力し、送信すること。）		
入札方法	発注方式	公募型指名競争入札		
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。		
	入札方式	電子入札		
	適用される制度	調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等		
	支払条件	単年度		
	工事関係図書の閲覧場所	鳥取県中部総合事務所閲覧室	住 所	倉吉市東巖城町 2
			電 話	0858 - 23 - 3243
問合せ先	事務手続	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課	住 所	倉吉市東巖城町 2
			電 話	0858 - 23 - 3243
	技術的事項	鳥取県中部総合事務所農林局大規模基盤整備室	住 所	倉吉市東巖城町 2
			電 話	0858 - 23 - 3200
	備 考			